

令和5年度

# 北部児童クラブご案内

令和5年2月6日作成

北部児童クラブのモットー

仲良く、楽しく、元気よく

明るく、元気で、素直な子



みよし北部児童クラブ

## めざす子どもの姿

- きまりを守り、自ら考え、行動する子
- 自分たちで遊びを工夫し、友だちと仲良く過ごす子

## 1 連絡先

開設場所住所 みよし市福谷町坂上 18-7

北部第1児童クラブ携帯電話 090-2262-0526

・E-Mail アドレス [hokubuzidoukurabu@docomo.ne.jp](mailto:hokubuzidoukurabu@docomo.ne.jp)

北部第2児童クラブ携帯電話 080-2617-1646

・E-Mail アドレス [hokubuzidoukurabu2@docomo.ne.jp](mailto:hokubuzidoukurabu2@docomo.ne.jp)

※ 電話は、午後2時15分から午後6時50分の間におかけください。

※ ラインは、随時できますが見ることができるのは上記の時間内です。

## 2 開設期間及び開設日

開設期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで

### ① 利用日の連絡

毎月のお知らせする日までに翌月の利用日を利用計画表にてお知らせください。  
(20日頃)

※ 保護者のいずれかが休みの日は利用できません。

### ② 利用日の変更

前日までに保護者が児童クラブに連絡してください。

当日変更される場合は、**午前中までに、ライン**でご連絡ください。下校時の電話連絡はご遠慮ください。保護者から変更の連絡がない場合は、本人の意向にかかわらず利用計画表に従わせていただきます。

### ③ 休所日

土曜日及び日曜日はお休みです。

5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月4日も休所します。  
なお、学級閉鎖の場合は、該当学級の児童は児童クラブを利用することができません。また、平日・祝日にかかわらず、利用者が無い日は休所します。

### ④ 祝日開所

次の祝日は終日利用することができます。(令和5年度 年間 10日間)

海の日	7月17日(月)	山の日	8月11日(金)
敬老の日	9月18日(月)	スポーツの日	10月9日(月)
文化の日	11月3日(金)	勤労感謝の日	11月23日(木)
成人の日	1月8日(月)	建国記念日(代休)	2月12日(月)
天皇誕生日	2月23日(金)	春分の日	3月20日(水)

注1) 毎月ご提出いただく翌月の利用計画表でご確認させていただきます。

利用される場合は必ず利用計画表に「○」を書き込んでください。

利用された翌月に利用料が引き落とされます。

欠席される場合は必ず事前に連絡をください。

当日急な欠席の場合も朝8時までには電話かラインで連絡をお願いします。

### ⑤ 代休日及び長期休業期間(春・夏・冬休み)

学校の代休日(学校代休 PTA 総会代休・運動会代休・北唾っ子の集い代休・卒業式  
自宅待機学年のみ・小学校年間計画予定より)

及び長期休業期間は終日開所します。期日、期間は学校の年間計画をご覧ください。

## 3 利用時間

### ① 通常日

下校時から午後 6 時(就労証明により必要性が認められた方のみ午後 6 時 55 分)まで

※ 午後 7 時に閉所時刻となります、お迎えは 5 分前の午後 6 時 55 分までにお願いします。  
(時刻厳守いただくようお願い申し上げます)

### ② 長期休業日・祝日・代休日

午前 8 時(就労証明により必要性が認められた方は午前 7 時 30 分)から

午後 6 時(就労証明により必要性が認められた方は午後 6 時 55 分)まで

## 4 児童クラブへの通所

- ① 年度当初に児童クラブを利用する旨を学校の担任の先生にもお伝えください。
- ② 登校時に、児童クラブを利用するか、下校するかを必ず本人に確認してください。  
通所バッジは児童クラブ登録全員が着用し、出欠にかかわらず着用してください。  
通学班にも、児童クラブを利用するか、下校するかを必ず連絡するようお願いいたします。
- ③ 通所する日の下校時には、児童クラブ通学班に並び、支援員の引率で児童クラブに通所します。通所しない日は、通学班で下校します。
- ④ 長期休業中や代休日・祝日利用の場合は、児童クラブまでお子さんを連れてきて、支援員に引き渡してください。(駐車場から一人で来させるのはだめです。)
- ⑤ 暴風警報等の発令中は、児童クラブは、休所します。
- ⑥ 保護者からの連絡がない限り、本人が帰りたいた言っても児童クラブに連れてきます。  
(保護者の連絡忘れの場合も、確認が取れない場合は、児童クラブに連れてきます。)  
申し訳ありませんがお迎えに来て頂きます。

## 5 帰宅の流れ

- ① 送迎の際は、必ず北部小学校駐車場をご利用ください。(高熱・骨折等で歩けない場合は児童クラブの門を開けますので、中庭に駐車してください。その場合は電話でご連絡ください。直前に門を開けます。) おじい様、おばあ様がお迎えに来られる場合にも必ず守って頂けるようお願い致します。(車に一人が乗車した状態で、もう一人がお迎えに見える場合も小学校の駐車場に車を止めてください。路上駐車はお控えください。)
- ② 保護者の皆さんは、教室の出入り口より声をかけて、子どもさんに次の日のおやつを支援員に渡し、子どもさんが帰宅準備を完了できるまでお待ちください。
- ③ 支援員から連絡帳を受け取ってください。その際に、ご家庭での子どもさんの様子や、児童クラブに伝えたいことなど、何でもお気軽にお話ください。

- ④ お迎えがいつもより遅くなる場合は、連絡帳に記入してください。また、お子さんにも伝えておいてください。万一、お迎えがお子さんとの約束の時刻を過ぎるような場合は、必ず電話かラインで連絡してください。
- ⑤ 保護者以外のファミリーサポート、祖父母、中学生以上の兄弟姉妹など普段と異なる人がお迎えに来られる場合は、必ず事前に連絡してください。  
中学生以上の兄弟が迎えに来る場合は、事前に児童票への記載をお願いします。  
児童票に引き取り人として記載のある方のみ、お子さんをお引き渡しすることになっています。

## 6 持ち物 ※すべて見やすい所に名前を記入してください。※

- ① 連絡ノート
- ② 学習用具
- ③ 水筒・おやつ・ナフキン（名前を必ず記入）
- ④ 帽子
- ⑤ ハンカチまたはタオル・ポケットティッシュ・靴下など  
予備のハンカチまたはタオル・マスク・靴下などは児童クラブで保管いたします)
- ⑥ 弁当

学校で禁止されているものは児童クラブにも持たせないでください。

例：シャープペンは禁止です。ゲーム機やおもちゃも持ってきません。

見つけた場合はお預かりして、お迎えの時に保護者にお返しします。

## 7 病気や怪我への対応

- ① 児童クラブで活動中に、体調が悪くなったり、怪我をした場合は、応急処置をして保護者に連絡します。急を要する場合は、タクシーや救急車で医療機関に搬送します。緊急連絡先やかかりつけの病院などに変更がありましたら速やかにご連絡ください。（傷害保険対象となる怪我の場合には所定の手続きをいたします。）
- ② 児童クラブの職員は、薬を飲ませることはできません。自分で飲める場合は大丈夫です。
- ③ インフルエンザなどの感染症や学級・学年閉鎖になった場合は、児童クラブに来ることはできません。治癒証明書を学校に提出後、登所可能となります。長期休業中の場合、治癒していれば登所できます。
- ④ 家庭での怪我は、家庭で処置しておいてください。
- ⑤ 児童クラブでけがをし、自宅に帰ってから痛みだし病院に行かれた場合は必ず児童クラブに連絡してください。必要な場合は傷害保険の手続きをします。
- ⑥ アレルギーのあるお子さんは詳しく注意事項を指導員にお知らせください。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症につきましては、状況に応じ保健所の指示に従い子育て支援課と協議の上、随時対応をご連絡させていただきます。

## 8 その他

- ① 学校を欠席または早退される場合は、必ず児童クラブへもご連絡ください。

- ② 家庭状況（保護者・氏名・住所・就労内容など）に変更があった場合は、「家庭状況変更届」が必要になります。
- ③ 就労内容の変更については、「就労証明書」も合わせて提出してください。転勤や転職など変更があった場合には、就労証明書を提出してください。  
軽易な変更でも原則提出をお願いいたします。（勤務時間が変わった場合は就労証明が必要になります。）
- ④ 要保護、準要保護の認定を受けた家庭の児童は、利用料が減免されます。利用料の減免について、入所決定の時に判定しますので、教育委員会で発行される「認定通知書」のコピーを提出してください。年度をまたいで認定される方も「継続決定通知書」のコピー（5月頃学校から届きます）を提出してください。通知書を紛失された方は、教育委員会で再発行してもらってください。提出されないと減免になりませんのでご注意ください。
- ⑤ 児童クラブを退所する場合は、月末までに退所届けを提出してください。書類は市役所・児童クラブで配布しております。電子申請による退所届も受付します。（退所される日付は月末でいいですが、書類はなるべく早く出して頂けるとありがたいです。）
- ⑥ 利用期間は、令和5年4月1日から、令和6年3月31日までです。令和6年度も引き続き入所を希望される方は、令和5年11月ごろから（令和5年度募集時期を参照）令和6年度の募集があり、改めて入所申込をする必要があります。
- ⑦ 「出産に伴う、児童クラブ継続利用制度」があります。産前6週・産後8週までです。該当する場合は、児童クラブか、子育て支援課に問い合わせてください。

**\*開所時間を守ってご利用ください。また、勤務終了後は速やかに迎えにきてください。**

**\*放課後児童クラブは保護者が就労状態である日に利用できます、いずれかの保護者が就労状態ではない日（勤務がない日）には利用できません。**

## **※緊急時の引き取りについての確認（子育て支援課より）**

1. 児童クラブへ迎えにくる途中で事故があった場合など午後6時55分のお迎えに間に合わない場合の引き取りについては、**家族構成に記入のある同居親族もしくは児童票の引き取り人欄に名前がある人（同居親族以外の親族又は、同居親族の知人など）のみ引き渡し可の取扱いとする。**入所後引き取り人に変更があった場合は、その都度引き取り人を変更してください。（同じクラブに入所する児童と仲良くなり、保護者間でお互いに都合が悪い時、迎えに行く約束をした場合などは、お互いの引き取り人欄に登録をしてください。）
2. 入所説明会時に、記入された児童票の確認。  
**\*児童票連絡先の③まで記入がありますか。**  
体調不良やけが等で緊急に連絡を取らなければいけない場合があるため、できるかぎ

り③までの記入が必要。できれば⑥まで連絡先だけでもご記入ください。**緊急時には、優先順位の番号順に連絡をとります。速やかに迎えに来てください。**

### 3. **傷害保険について**

年度ごとに傷害保険に加入していただきます。入所承諾通知後に加入手続きをしますので、手続き後に入所を辞退されても、傷害保険料はお支払いいただきます。保険料の納付については、4月以降に納付書を配布しますので、記載された納付期限までにお支払いください。なお、土日や祝日であっても市民情報サービスセンター「サンネット」でのお支払いができますので、ご活用ください。

## **※写真撮影(肖像権)についての確認**

児童クラブでは各種イベント・体験などで児童の様子を写真撮影し、おたよりなどに掲載して他の児童クラブや市への活動報告で使用することがあります。児童の写真の使用について、ご不明な点や掲載を遠慮したいなどありましたら支援員までお声掛けください。